# 三重県教育施策大綱 (案)

## <大綱の位置づけ>

「三重県教育施策大綱」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づき、三重の教育等に関する施策を推進するために知事が定めるものです。

## <大綱の期間>

令和5 (2023) 年度から令和8 (2026) 年度までとします。

## 教育施策の基本的な考え方

#### はじめに

## (子どもたちは三重の宝)

- 子どもたちは、一人ひとりかけがえのない存在であり、生まれながらにして豊かに育つための権利があります。子どもたちには自ら育つ力と多くの可能性があり、一人ひとりが力を発揮して豊かに育つことができる社会をつくっていく必要があります。
- 本県の未来を明るいものとし、持続可能な地域とするためには、三重の未来を 担う子どもたちを守り健全な育成を図ることが重要です。子どもたちのかけが えのない命が、児童虐待、いじめ等で奪われることのないよう、未然防止の取組 を進めるとともに命の尊さについて理解を深める必要があります。

## (社会の変化を見据えた教育の重要性)

- 人口減少が進み、変化の激しい時代において、一人ひとりの豊かで幸せな人生 と社会の持続的な発展を実現するために、教育の重要性はますます高まってい ます。
- 自ら学び、考え、多様な人びとと協働しながらさまざまな課題に主体的に向き 合うことで、社会的変化を乗り越える力を育み、持続可能な社会の創り手となる 教育の充実が求められます。

○ グローバル化やデジタルトランスフォーメーション¹の進展等により、社会の変化が加速度を増しています。地球規模の課題についても、私たち一人ひとりの課題として捉え行動していくことが望まれるとともに、人ならではの感性を働かせ、よりよい解を生み出していく力が一層強く求められます。

## (三重に根ざした教育)

- 三重は、古くから海・山の豊かな食材に恵まれた自然豊かで風光明媚な地域である「美し国」として、街道を通じた人、物、情報の交流により発展してきました。このように、三重では、多様な交流を通じて、異なる文化や優れた知見を積極的に取り入れてきた歴史があり、さまざまな交流の中で培われた「包容力」や「多様性」が県民の皆さんの持つ特質や優位性と言えます。こうした特質や優位性を生かした、三重に根ざした教育活動を進めます。
- 三重に根ざした教育の推進においては、将来世界で活躍する者にも、三重の地で生き郷土の未来を担う者にも、心の根底に生まれ育ったふるさと三重に愛着やほこりを持ち、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育んでいきます。

#### (社会総がかりでの教育)

- 一人ひとりの学びを支えていくという認識を学校・家庭・地域などが共有 し、相互に連携・協働しながら、子どもたちを育む学校づくりや子どもたちが 安心して活動できる居場所づくりに社会総がかりで取り組みます。
- また、家庭の経済的な状況など子どもたちが生まれ育った環境にかかわらず、夢や希望をもって健やかに育つことのできる環境の整備や子どもたちが安心して学べる場づくりを進めるとともに、一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を発揮することができる社会の実現をめざし取り組んでいきます。

#### (学校における学び)

○ 学校は、学習機会と学力を保障するという役割や全人的な発達・成長を保障する役割、居場所・セーフティネットとしての福祉的な役割を担っていくとともに、学校教育ならではの協働的な学び合いやリアルな体験をとおした学びを大切にした活動を進めます。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> デジタルを活用することにより、時間短縮や付加価値の向上を実現し、暮らしやしごとをより良いものにすること。

## 1 子どもたちの未来をひろげるために

全ての人の人権が尊重され、誰もが個性や能力を発揮していきいきとした人生 を送ることができる共生社会の実現に向けて、一人ひとりが自分のよさや可能性 を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することが大切 です。こうした中、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、全ての子どもたちの学びを 保障することが重要です。

## (いじめ問題の克服)

- 本県では、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数が年々増加²して いますが、今なお、いじめを受けた子どもの心身に重大な影響を及ぼす事案が発 生しています。いじめの問題は、大人社会のパワーハラスメントやセクシャルハ ラスメントなどの問題と根底で重なるところがあり、いじめの問題への対応で は、社会の教育力や成熟度が問われます。こうした認識の下、社会総がかりでい じめの問題を克服するため、子どもたちに関わる大人一人ひとりが、「いじめは 絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子どもにも、 どの学校でも、起こりうる」との意識を持ってそれぞれの責務や役割を果たし、 いじめの防止等に取り組みます。
- いじめ問題の克服に向けて、「いじめをしない、させない心」を育むとともに、 多様性を認めたり、ルールを尊重したりする社会性を身につける取組を進めま す。また、子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めるとともに、子どもたち が示すSOSを見逃さないという姿勢を持ち、ささいな変化であってもいじめ ではないかとの疑いを持って関わることで、積極的な認知を一層進め、早期発見 や早期対応、深刻化の防止につなげます。さらに、いじめの加害者への指導にあ たっては、いじめは絶対に許さないという毅然とした対応を徹底し、自らの行為 の責任を自覚させつつ、いじめの加害者が抱える問題の解決を図り、再発防止と 成長支援につなげます。

<sup>2</sup> 令和3年度における本県(公立学校)のいじめの認知件数は4,268件で、令和2年度と比 較すると全体で 504 件増加しています。また、児童生徒 1,000 人あたりの認知件数は 24.8 件で、全国平均の47.7件を大きく下回っています。(令和3年度「児童生徒の問題行動・不 登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

## (子どもたちの健やかな成長の支援と居場所づくり)

○ 学校、家庭、地域、企業、団体などのさまざまな主体が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、家庭や学校とは異なる対人関係の中で豊かな人間性を育んだり、困難に直面した際に支援を求めたりできるよう、「子どもの居場所」づくりを進めます。

## (誰もが安心して学べる環境づくり)

○ 特別な支援を必要とする子どもたち、外国につながる子どもたち、不登校の状況にある子どもたちなど、一人ひとりの能力・可能性を最大限に伸ばすことができるよう、誰もが安心して学べる環境を整えます。また、貧困の連鎖を防ぐ取組を進めるほか、児童虐待、ヤングケアラー³など、支援を必要とする子どもたちの早期発見・対応などの対策を進めます。さらに、性的指向・性自認の多様性について、教職員の正しい理解を促進し、きめ細かな対応につなげます。

## (学校安全の推進)

○ 子どもたちの命を守り、子どもたちが安全・安心に学べるよう、防災教育や通 学時の安全対策、防犯対策など学校安全の取組を推進します。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

## 2 一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために

子どもたち一人ひとりが自他のかけがえのない価値を認識しながら、多様な人びとと協働し、さまざまな分野に積極的に挑戦し、自分の可能性を伸ばすことができるようにしていくためには、自己肯定感<sup>4</sup>を高めることが重要です。そのためには、自らが受け容れられているという実感を持つことや自らの力の向上に向けて努力して達成感を得ること、自分と向き合ったり、互いに認め合ったりする経験を重ねることなどが大切です。

こうした自己肯定感は、人の役に立つ経験、人から認められる経験など、他者との関わり合いをとおして育むことが大切です。また、子どもたちのこだわりやここを見てほしいという思いを受け止め、その子どもの努力や工夫を丁寧に見取ることが重要です。

あわせて、子どもたちを支える保護者や教職員、地域住民等が、子どもたちのいきいきとした成長に関わることを通じて、自分たちの自己肯定感を高めることができるような関係をめざすことが大切です。

## (家庭教育の支援)

○ 家庭において、子どもたちが保護者等から受容され、他人に対する思いやり、 規範意識、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付けられるよう、社会全 体で家庭教育や子どもの豊かな育ちを支えるとともに、地域のさまざまな主体 と連携して、「教育の原点」である家庭教育の支援の充実を図ります。

#### (幼児期における取組)

○ 幼児期には、家庭との緊密な連携の下、小学校以降の教育や生涯にわたる学習 とのつながりを見通しながら、心身の調和の取れた発達の基礎を培えるよう、主 体的な活動や遊びの充実を図ります。

<sup>4</sup> 一般的には、「自己肯定感」は、「自尊感情」、「自己有用感」などと表現されることもあります。「三重県教育施策大綱」では、自分自身に対する肯定的な気持ちを「自己肯定感」という用語で広くとらえています。

## (学校における取組)

- 学校では、リアルな体験を通じて学ぶことの重要性にも留意し、子どもたちが達成感を味わい、自信ややる気にもつながる、「できた」、「分かった」という実感が得られる授業や、自分や他者のよさに気づくことにつながる仲間との交流や多様な人びととの協働の機会、子どもたちが主体的に学校生活をよりよくする活動などの充実を図ります。また、つまずきや思うようにいかない状況などをしなやかに受け止め、対応する力を育みます。
- その際、学校が異なる立場や考え、価値観を持った人びとが集う場であるからこそ、お互いの考え方や感性等に触れて刺激し合う中で、一人ひとりのよさを生かしながら、より深い学びを生み出すことができるという視点を持って教育活動を進めます。

## 3 豊かな社会を創っていく力を育むために

社会が大きく変化する中、求められる資質・能力も変化しています。そのような 社会で、変化を前向きに受け止め、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考 えることや、多様な人びとと協働することなどを通じて、持続可能な未来を創って いく力を身につけていくことが大切です。

子どもたちには、「何を知っているか、何ができるか」だけではなく、「知っていることやできることをどのように使うか」や「どのように社会と関わり、よりよい人生を送るか」という視点を重視しながら、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」、規範意識や自尊感情、自他の命の尊重、いじめを許さない心といった「豊かな心」、体力の向上、心身の健康などに支えられる「健やかな身体」を一体的・調和的に育むことが重要です。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期における教育のさらなる充実が求められるとともに、小学校との円滑な接続に向けた取組を進めることが必要です。

## (学力等の資質・能力の育成)

○ 資質・能力をバランスよく育成するため、個々の子どもの状態をより丁寧に把握し、一人ひとりに応じた学びや協働的な学びの充実を図ります。子どもたちが学力を確実に身につけることができるよう、子どもたちの学力や学習状況⁵を把握・分析し、子どもや学校の実態に応じて補充的な学習や発展的な学習を取り入れるなど、さらなる授業改善や効果的な指導体制づくりの取組を進めます。あわせて、目標の達成に向けて粘り強く取り組む力や、自己の感情や行動をコントロールする力、他者と協働する力などのいわゆる非認知能力を育成するという視点を持って教育活動を進めます。

<sup>5</sup> 令和4年度全国学力・学習状況調査の教科に関する調査の結果では、平均正答率が全国平均を上回った教科が、小中学校合わせた6教科中1教科(中学校数学)にとどまりました。 一方で、平均無解答率は、全ての教科で全国平均より少ない状況でした。

## (自律した学習者の礎づくり)

○ 自ら定める目標に向けて必要な学習内容や方法を決定し、学習状況等を振り返りながら、必要に応じて改善を行い、学び続けていく「自律した学習者<sup>6</sup>」の育成をめざします。子どもたちが生涯にわたり、能動的に学ぶ姿勢を身につけることができるよう、学ぶ意義や目的についての理解を促すとともに、自分なりの学び方を工夫できる力を育むための教育を進めます。

## (豊かな人間性の育成)

○ 人権への理解と深め、自他の人権を守る実践行動ができるようにするとともに、自己肯定感や命を大切にする心、他者を思いやる心、公共心、規範意識を高め、よりよく生きようとする意欲と態度を身につけられるよう、人権教育や道徳教育、さまざまな体験活動を進めます。

## (主体的に社会の形成に参画する態度の育成)

○ 将来自立した社会人となるための基盤をつくり、主体的に社会の形成に参画する態度を育み、よりよい社会の創り手の育成や本県の未来の創造に関わる意識の醸成につなげていくため、キャリア教育<sup>7</sup>や主権者教育を進めます。

## (グローカル<sup>8</sup>教育の推進)

○ 子どもたちがグローバルな視野や志を持ちながら、地域にあっても、世界にあっても活躍できる力を身につけるため、国際的な交流活動を進めるとともに、三重への愛着や誇りを育む郷土の伝統や文化、産業に関する教育を地域と連携して進めます。

<sup>6 「</sup>三重県教育施策大綱」では、子どもたちが社会で自立するためには、「自ら考え、判断・ 決定し、行動する力(自律する力)」や、「自分を律しながら学び続ける姿勢」が大切である という想いを込め、「自律した学習者」としています。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけることをとおして、社会の中で役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> グローバル (global) とローカル (local) からの造語。国境を越えた地球規模の視野と、草の根の地域の視点で、さまざまな問題をとらえていこうとする考え方。

## (読書・文化芸術活動の推進)

○ 子どもの読書活動は、想像力を育み、感性を磨き、表現力等を高めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築きます。子どもの読書習慣を形成できるよう、学校図書館の整備充実や読書機会の確保、読書活動の普及啓発などの取組を進めます。また、文化芸術を通じて、子どもたちの豊かな心の育成を図るため、文化芸術に触れる機会や、郷土の文化等を学ぶ機会を充実させる取組などを進めます。

## (これからの部活動)

○ 部活動は、体力や技能の向上に加え、好ましい人間関係の構築や、責任感、連帯感の育成に資するなど人間形成の機会でもあることから、持続可能な運営体制の構築に向けて、効率的・効果的な活動や、部活動の地域連携・地域移行に向けた段階的・計画的な環境整備など、部活動改革の取組を進め、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の確保につなげます。

## 4 さらに充実した教育の提供をめざして

技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く状況が変化する中、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばすため、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、子どもたちの学びを支える環境を整えることが重要です。

## (教職員の資質・能力の向上)

○ 教職員が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、自律的に新しい知識や技能を学び続ける姿は、子どもたちにとって重要なロールモデルとなります。また、教職員が子どもたち一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支える伴走者としての役割を果たすことは、子どもたち一人ひとりが自分自身のよさや強みを生かして学びを深めることにつながります。このため、教職員が教職生活全体を通じて学び続けることができるよう、多様な学びの機会を提供します。

#### (教職の魅力向上)

○ 教職は、子どもたちの人生に影響を与え、成長を実感できる喜びを感じられる 仕事です。教職員の長時間労働が課題°となる中、教職員が子どもと向き合う時間や授業改善に取り組む時間を確保し、日々の生活を充実しつつ教職人生を豊かなものにすることは、自らの自己肯定感や人間性、創造性を高め、よりよい教育活動につながります。そこで、教職員が限られた時間の中で専門性を生かした教育活動を持続的に行うことができるよう、教職員の業務負担の軽減などに取り組み、学校における働き方改革を進め、本県における教職の魅力の維持向上を図ります。

#### (「チームとしての学校」)

○ 子どもたちが安全・安心に学ぶとともに、必要な資質・能力を身につけることができるよう、校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、教職員と各分野に専門性を有する多様な人材がそれぞれの役割を担い、連携して子どもたちを支援する「チームとしての学校」の体制整備を一層進めます。

<sup>9</sup> 令和4年度における時間外労働が月45時間を超える教職員の月平均人数と全ての教職員に対する割合は、小学校で約648人(9.3%)、中学校で約1,070人(28.2%)、県立学校で約422人(9.3%)となり、令和3年度と比べて増加しましたが、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等がなく通常の状況であった令和元年度との比較では、小学校で49.5%減、中学校で27.9%減、県立学校で22.1%減となっています。

## (ICT<sup>10</sup>の活用)

○ 全ての子どもたちの可能性を伸ばす一人ひとりに応じた学びと多様な人びとと協働した学びをより効果的に進めるため、ICTをこれまでの教育実践と適切に組み合わせて有効に活用するとともに、ICTを活用した校務の効率化の取組を進めます。また、ICTを使用することによる影響に留意しつつ、子どもたちがデジタルリテラシー<sup>11</sup>を身につけ、自分で考え行動できる力を育みます。

## (地域との連携・協働)

○ コミュニティ・スクール<sup>12</sup>や地域学校協働活動<sup>13</sup>、探究活動、キャリア教育・職業教育等を通じ、学校と地域との連携・協働を一層推進することにより、子どもたちの成長を支えるとともに、これからの地域社会や産業を担う人材の育成につなげます。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

<sup>11</sup> デジタル技術に関する知識やデジタル機器・サービスを利用する能力。

<sup>12</sup> 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づいた仕組み。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup>幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を 支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナー として連携・協働して行うさまざまな活動。

## 5 誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして

人生 100 年時代をより豊かに生きるため、一人ひとりが生涯にわたって必要な学習を行い、個人の生活や地域・社会での活動に生かし、このことが生きがいとなって新たな学びへの意欲に結びつくような、学びと活動の持続的な好循環を実現していくことが重要です。また、そのような大人の姿を見て、子ども自身も自律した学習者としてのイメージや自己の将来のイメージを持ち学習意欲が高まることも期待されます。

## (社会・地域のニーズに対応した学び)

○ 人生をより豊かにするための学び直しの機会であるリカレント教育<sup>14</sup>や、義務 教育を受ける機会を実質的に保障する夜間中学での学びなど、あらゆる世代の 誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことのできる学習基盤の充実を図るとともに、 その学びを地域・社会に生かし続けることができる環境づくりを進めます。ま た、社会の持続的な発展を支える観点から、半導体やデジタル分野等における専 門人材の育成などを進めます。

## (自己実現に向けた学び)

○ イノベーション人材をはじめとする高度専門人材の不足や労働生産性の低迷が指摘される中、リカレント教育やリスキリング<sup>15</sup>の重要性が指摘されています。スキルを身につけることは自己実現にもつながると考えられます。デジタル化の進展や産業構造の変化が加速する中、本県においても県内高等教育機関のリソースを活用したリカレント教育に係る取組を促進するとともに、人びとが学び続ける機会を提供します。

#### (高等教育機関の役割)

○ 高等教育機関は、高度な専門的知識を有する人材を地域に輩出するとともに、 教育と研究の成果を社会に還元する地域貢献を実施することが求められています。

今後、人口が減少していく中で、高等教育機関の役割はさらに重要性を増していくと考えられ、県内高等教育機関の特色を生かした地域との連携を促進し、地域の担い手の育成・確保など地域の活力の維持・発展につなげていきます。

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> 社会に出た者(社会人)が教育機関に入り直して改めて教育を受け入れるということ、および、そうした活動を支援する制度や取組。

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する/させること。